

# 朝日町協働のまちづくり推進計画

町民みんなが主役のまちづくり

平成26年

朝日町政策推進課

## 第1章 はじめに

### 1. 策定の目的

少子高齢化の進行と、社会経済状況の急激な変化により、町民のニーズは多様化してきており、それらのニーズに行政の力だけで対応することは困難な時代になってきています。もはや公共サービスの提供は行政だけが行うものではなく、町民やボランティア団体、区(自治公民館)、民間事業所などと行政とが協働して取り組むことが必要となっています。

このような状況の中、本町では、《いつの時代も自信と誇りを持ち 住みたい、ずっと住み続けたい 魅力あるまちをつくる》を基本目標とした『第5次朝日町総合発展計画』を平成20年3月に策定、平成25年には改訂版として後期計画をまとめ上げておりますが、その中でも地域との役割分担と連携による地域づくり(協働)を唱えています。

協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に、そして具体的に推進し、住みよいまちを実現するために、「朝日町協働のまちづくり推進計画」を策定しました。

### 2. 計画の期間

協働のまちづくりは継続的に行っていくべきものですが、社会経済状況や町民を取り巻く環境は常に変化しており、それらに柔軟に対応していくことが必要であることから、計画の期間は平成26年度から平成29年度までの4年間とし、必要に応じて見直しを行います。

### 3. 協働の必要性

協働のまちづくりは、特別に新しい手法ではありませんが、なぜ協働に取り組む必要があるのか。協働のまちづくりが求められている背景は次のとおりです。

#### ◇地域コミュニティの低下

地域づくりの主役である地域住民の減少、職業の多様化、高齢化により地域の主役の力が低下してきています。

このような中、心の豊かさや生きがいのある生活への志向の高まりもあり、各地域において時代に応じた新しいコミュニティの構築も必要になってきています。町民の自治意識を高め、助け合いの必要性を再認識し、連帯意識や町民相互の信頼を再生していくことが重要となっています。

#### ◇町民ニーズの多様化と専門的対応

経済成長に伴い、情報化、少子高齢化、環境問題など私たちを取り巻く社会も大きく変化し、それに合わせて町民のニーズもより高度にまた多様になってきました。そのため、

もう行政の力だけではこれらの町民ニーズに対応できなくなってきました。

#### ◇町民意識の高まり

阪神・淡路大震災や東日本大震災を経験してボランティア活動が活発化し、さまざまな分野で社会貢献に対する意識が高まってきており、まちづくりの担い手としての役割に大きな期待が寄せられています。

#### ◇行政の役割の変化

これまでのまちづくりは、行政が地域づくり・地域活性化の主体となる行政主導型でした。

地方分権社会と行財政改革により限られた職員と予算の中でのこれからは、地域の諸団体がいかにして十分な力を発揮できるかを考えるコーディネーターの役割が中心となり、町民主導型・協働型のまちづくりに転換する必要があります。（町民や各種団体主導の地域づくり（住民主役）と、町民の各種団体等を通じての行政への参画（住民参加）の協働型行政に大別できます。）

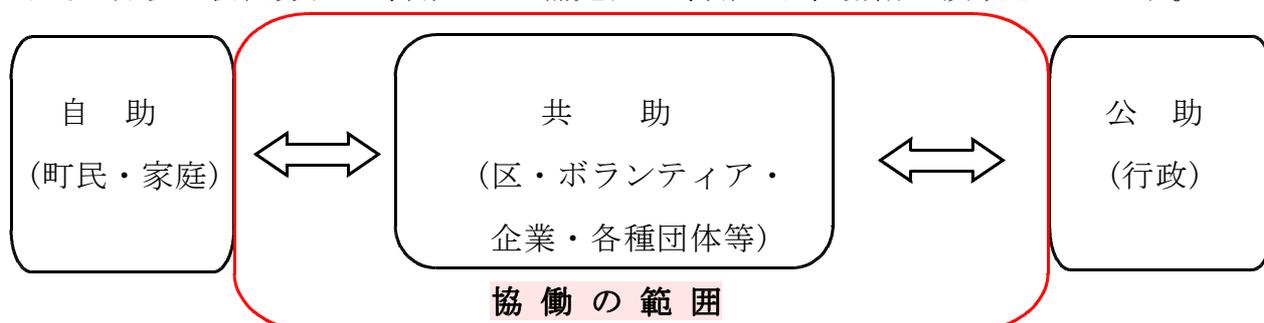
多様化する社会ニーズに対応するためには、「公共的なことはすべて行政が担うべき」との考えを変え、町民や各種団体など、地域に関わるすべての主体が、担い手として積極的に社会参加する必要があります。

そのため、これからは町民も行政も持っている知恵や技術、経験、情報などを十分に活かして、多様な分野でまちづくりのパートナーとして共に担っていくことで、行政ではできなかったきめ細かで柔軟な対応、新しいサービス、課題解決に向けた有効な取り組みが可能になります。

これによって、従来のように行政が公共サービスを一元的に担うのではなく、多様な主体の協働で担われる『新しい公共』が地域社会の課題解決につながっていきます。

#### 4. 協働の領域 『自助』・『共助』・『公助』による補完性の原則

個人や家庭などの小さな単位でできることはそれらの自助に任せ、できないことは隣組や区等との共助で、それでも解決できないことは行政に任せるという、町民を中心に捉えた町民と行政の役割分担の原則 = 補完性の原則から、協働の領域を示します。



## 第2章 協働とは

### 1. 「協働」ってなんだろう

「協働」という言葉は、まだ馴染みが薄く実際に何をすればよいのか分からず、難しそうなイメージがあるかもしれません。

しかし、新しいことを始めることではなく、私たちの生活の中で普段から当たり前に行っている区の行事や自主防災組織の活動、お祭りや各種地域活動なども協働のひとつで、町民の創意工夫や地域の特性を活かした、住みやすく魅力あるまちづくりを推進するための取り組みです。

役場による公共サービスの提供としても、子育て支援、高齢者介護、環境、観光、地域づくりなど多くの分野で、ボランティア団体、区(自治公民館)、民間事業所などとの協力・連携も協働の取り組みです。

### 2. 「協働」とは

「協働」という言葉の意味は、

- ① 2つ以上の担い手が、
- ② それぞれの目的の実現のために、
- ③ それぞれの得意な能力・専門性に基づき、
- ④ 役割分担して、
- ⑤ 一つの事業を実施し、
- ⑥ 相乗効果のある成果を
- ⑦ 外部に生み出すこと      と言われています。

まちづくりにおける協働（協働のまちづくり）とは、町民と行政が相互の理解と信頼のもと、それぞれの目的の実現のために連携・協力して地域の公共的な問題の解決を目指すことです。

「協働」とは、決して新しい概念ではなく、当たり前の基本的な考え方をまとめたものです。

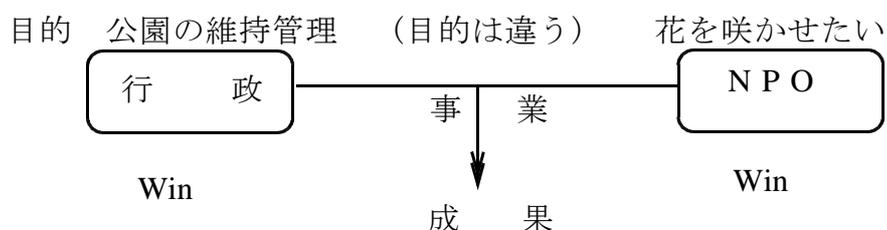
私たちは誰もが安心して住み続けることのできる町にしたいと願っています。この願いを実現するために、それぞれが持っている知恵、情報、人材などを提供しその役割と責任を分担し、町民も行政もみんな協力してまちづくりを進めていくことです。

### 3. 協働の特性

協働には、委託や補助も形態のひとつになりますが、アウトソーシング（外部委託）、単なる補助とは違う課題解決の手法です。（「5. 協働のかたち」参照）

いかにして、相互の目的達成を設計し、相互の能力・専門性を生かせるか、Win-Win（お互いに目的達成）の関係構築が重要になります。

（例） 公園の管理



単なる施設の清掃委託は“協働”とは言わない

### 4. 協働のパートナー

協働は目的を達成するための手法のひとつです。課題の解決に向けて志をひとつにした、地域を支えるさまざまな団体や行政がそれぞれ主役となり、相手を尊重しながらそれぞれの特徴を発揮していくことが必要です。多くの場合、一方は行政ですがパートナーはいろいろです。区、まちづくり団体、ボランティアサークル、NPOなどが主なパートナーとなります。当町では、公益的に社会的課題を解決することを目的とした継続性のある上記のような組織体を“朝日町版NPO”とし、協働を進めるためのパートナーに位置づけします。行政との協働だけでなく、朝日町版NPO各々が協働することにより、新たな価値が生まれることが期待できます。このような接着剤の役割を担うのも行政だけではなく、柔軟性や即応性、専門性に優れている朝日町版NPOにも担ってもらえるよう、Win-Win（お互いに目的達成）の関係を構築することが重要です。

## 5. 協働のかたち

協働の実践にあたっては、さまざまなかたちの中から最も効果的なものを選択、実施します。

協働のかたち	内 容	効 果
共催	複数のパートナーが、共に主催者になって事業を行う	それぞれの専門性を活かすことが出来るので、内容の充実が図られる
後援	主催者の実施する事業に対して、他のパートナーがその趣旨に賛同し、開催を支援する	他のパートナーが後援することで、社会的信用性が高まることから、事業を効果的に行える
実行委員会 又は協議会	複数のパートナーが構成員となって主催団体を作り、事業を行う	それぞれの専門性を活かすことが出来るので、単独開催よりも内容の充実が図られる
補助	財政面で課題を抱える一主体の活動(事業を含む)に対して、他のパートナーが資金支援を行う	支援を受ける側の自主性が尊重される。しかし、支援するパートナーに優位性が出ないよう、対等な関係を築きながら双方が事業協力する必要がある
委託	一主体が行うべき事業に、他のパートナーが得意とする技術等を活かして、より効果的な取り組みとするために委託するもの	パートナーの持つ特性を活かし、より効果的な取り組みができる。下請けや経費削減のために委託する考え方ではなく、対等のパートナーとして認識したうえで相互の特性が発揮できるよう『協働委託』として進める必要がある。

## 6. 協働による行政の変化

協働のまちづくりを進めるために、行政は次のような努力を続けます。

◇行政の情報を積極的に公開します。

広報紙やホームページなどを利用して行政の情報を積極的に公開するほか、会議も原則公開とします。

◇審議会等委員を原則として公募します。

各種委員会の委員は、原則1名以上は公募制として広く人材を登用していきます。

◇まちづくり学習機会を積極的に提供します。

区長会研修や生涯学習活動等を通して、まちづくりに関する知識を習得してもらう場を積極的に提供します。

◇まちづくり活動を支援します。

協働によるまちづくり活動に対して積極的に人的・資金的支援を行います。「地域おこし協力隊」制度や「緑のふるさと協力隊」事業を活用した集落活性化、地域提案型交付金事業や志藤六郎むらおこし基金事業などによる集落環境整備を通して、元気な地域づくりを応援します。

◇職員の協働意識を醸成します。

地域支援担当事業や職員研修などを通じて協働意識を高めていくと同時に、地域行事やイベントへの参加を促進し、実践を通じた職員の意識づくりを推進します。

◇町民の意見を反映する仕組みを構築します。

政策や施策、事業の計画(PLAN)、行動(DO)、評価(CHECK)、改善(ACTION)の各段階に町民が参加する仕組みを構築し、まちづくりに町民の意見が反映できるようにします。

## 7. 協働の効果

協働することにより、その事業そのものの質的向上はもとより、事業に関わる多様な担い手にも複合的な相乗効果が期待できます。協働から生まれる相乗効果は、実質的な公共サービスの向上と、結果的に経費の削減にもつながり、町民の手によるまちづくりの実現にも結びつきます。

町民相互の協働、町民と行政の協働により、それぞれに次のような効果が期待されます。

◇町民には

・事業の企画段階から参画できるようになり、自分たちの考えや提案が反映される機会が広がります。

- ・まちづくりへの関心や参画意識が高まり、行政が身近なものになります。
- ・行政主体では対応できなかった、きめ細やかで柔軟なサービスが受けられるようになります。

#### ◇行政には

- ・町民の持つ柔軟性、迅速性、専門性を活かし、施策に反映することができます。
- ・利用者のニーズに沿った質の高い町民サービスが提供できます。
- ・町民と接する機会が増えることにより、職員の意識改革が進みます。

## 第3章 協働の推進

### 1. 意識改革

協働のまちづくりを進めるには、お互いの意識啓発と理解が必要です。これまでの行政主導から、「これからは町民と町との協働」「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識を持つことが大切です。

#### ◇町民と町との信頼関係

町民と町がコミュニケーションを深め、お互いを理解することが大切です。自主的に課題解決に取り組む町民と、町とがパートナーとして対等に話し合うことができる場を設けることに努めます。

#### ◇町民のまちづくり意識の高揚

町民ひとりひとりが、「まちづくりの主演」であり、さらに互いを信頼し合い連携することで地域の持つ力を発揮できるよう意識の啓発に取り組みます。

#### ◇職員の意識改革と能力向上

職員には、町民目線に立って地域の中に入り、地域の課題を汲み取り、そして地域とともに課題解決に向けて行動できる職員の意識改革を進めます。

### 2. 町政運営の透明性の確保

町政への信頼を深めるため、行政資料・情報の迅速かつ適切な提供を推進することにより、町行政の透明性を確保します。

◇町は、広報紙やホームページのほか、「町長と語ろう」「町長と語る日」など町民との直接対話を推進し、効果的に町民の声を把握するため、町民がより参加しやすい手法を検討実施します。

◇各種審議会委員の一般公募の拡大など幅広い選任に努めます。

### 3. 団体育成と活動支援

住民自治意識を高めるために自ら取り組んでいる学習会や研修、意識啓発などへの支援と育成を行います。

### 4. 推進体制

町が実施する事業や関係機関等の役割連携のあり方などについて、「朝日町協働のまちづくり推進協議会」で検討を行うなど、町民の意見が反映できる推進体制を構築します。

## 第4章 評価検証

この計画の成果は、計画期間終了年度における次の目標指数で検証します。

一般公募している委員会等の数	3件
新たに設立なった“朝日町版NPO”の数	2件
みんなで取り組む地域振興計画の策定を進めている地区数	6地区－30区
みんなで取り組む地域振興計画に基づいて実践活動を進めている地区数	5地区－25区